

令和８年度アクセラレーションプログラム (顧客獲得実践支援事業) 実践支援フェーズ 募集要項

申請受付期間			
令和８年８月７日（金）～ 令和８年８月21日（金）23：59まで			
申請方法			
申請にあたっては、次の①～②を申込フォームより提出してください (本募集要項18頁「４ 申請方法（実践支援フェーズ）」をご確認のうえ、お申込みください) ① 申請書 ② 必要書類 ◆申込フォーム： https://forms.gle/LVaQnsdpvPXrhtFZ8 なお、申請書は以下のサイトからダウンロードできます。 ◆準備支援フェーズ支援対象者専用サイト： https://startup-station.jp/m3/acceleration_program_preparation_r8k7p4/			
問い合わせ先			
担 当	公益財団法人東京都中小企業振興公社 事業戦略部 創業支援課 アクセラレーションプログラム事務局		
住 所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル低層棟3階		
事業HP	https://startup-station.jp/m3/acceleration-program/		
T E L	03-5220-2000	E-mail	acceleration-program @tokyo-kosha.or.jp



目次

1	事業目的	3
2	事業内容	3
3	申請要件	14
4	申請方法（実践支援フェーズ）	18
5	支援事業者の決定	32
6	注意事項	35
7	申請に際して提出された情報の取扱いについて.....	36
	【支援対象外業種一覧】	37

1 事業目的

アクセラレーションプログラム（顧客獲得実践支援事業。以下、「本事業」という。）は、創業初期の起業家に対し、創業後の事業加速に向けた事業計画（主に販売計画）の策定や実践、また顧客ニーズの仮説検証等を行う機会を提供し、事業の精度を高めるとともに、その実行に要する経費の助成等を支援します。本事業の活用により、販路開拓等の経営課題の解決を図り、顧客獲得につなげることを目的としています。

2 事業内容

本事業では、「準備支援フェーズ」、「実践支援フェーズ」、「ハンズオン支援フェーズ」の3つのフェーズを設け、経営課題のうち、特に顧客獲得に向けた顧客ニーズの仮説検証の取組みに重点をおいた段階的な支援を実施します。

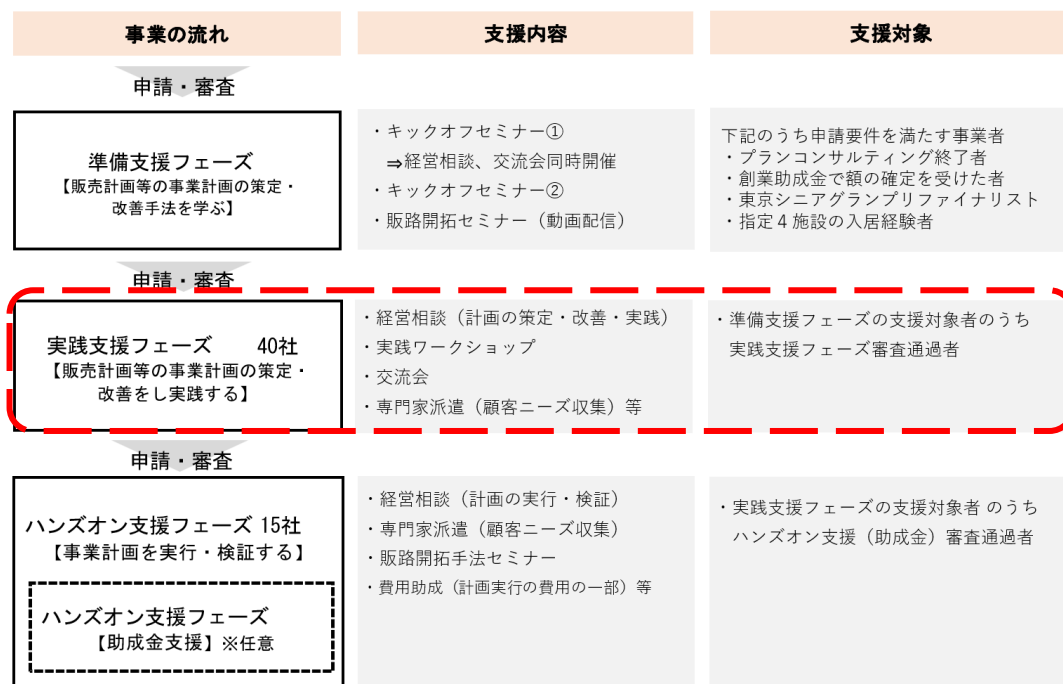
各支援フェーズの利用にあたっては、別途、申請が必要となり、それぞれの支援フェーズ毎に審査を行います。「実践支援フェーズ」、または「ハンズオン支援フェーズ」のみの申請はできませんので、ご注意ください。

また、本事業では「ハンズオン支援フェーズ」の審査通過者に対して、助成金支援を実施します。助成金申請に係る審査は「ハンズオン支援フェーズ」の申請書に基づいて行います。助成金申請は任意です。

各フェーズの目的は以下となります。

- ・準備支援フェーズ：販売計画等の事業計画の策定・改善手法を学ぶ
- ・実践支援フェーズ：販売計画等の事業計画を策定・改善し実践する
- ・ハンズオン支援フェーズ：事業計画を実行・検証し顧客獲得につなげる

（1）事業スキーム



- ※ 本申込は「実践支援フェーズ」（赤点線）の申請となります。
- ※ 「ハンズオン支援フェーズ」の利用にあたっては、別途、申請いただき、審査に採択される必要があります。
- ※ スケジュールの詳細は13頁「(3) スケジュール」をご確認ください。

(2) 各支援フェーズの内容

①実践支援フェーズ

項目	詳細
概 要	経営相談やワークショップ、専門家派遣、顧客インタビューによるニーズ検証等を通じて、販路開拓などの事業計画の策定・改善・実践に向けた支援を実施します。 <u>※実践支援フェーズでは、原則、「経営相談」「実践ワークショップ仮説検証」への参加が必須です。参加回数が著しく少ない場合は、ハンズオン支援フェーズの審査に影響する場合があります。ただし、事務局がやむを得ないと判断する理由で欠席した場合は、この限りではありません。</u>
主な申請要件	・準備支援フェーズに申請し、支援対象となっていること ・準備支援フェーズの販路開拓セミナーを、1種類以上視聴しアンケートに回答していること ※詳細は、14 頁「3 申請要件」を必ずご確認ください。
申請期間	令和8年8月7日(金)から令和8年8月21日(金) 23:59 まで
支援期間	令和8年10月1日(木)から令和9年1月14日(木)まで
支援規模	40 件
費 用	無料
【支援内容】 経営相談 (必須)	〈概要〉 実践支援フェーズへの申請書を基に計画書の精度向上や営業計画、資金計画等の作成・改善・実践についてプランコンサルタントが助言します。 〈相談日程〉 令和8年10月1日(木)～令和9年1月14日(木) 〈相談回数〉 最大6回 ※初回相談：最大45分、2回目以降：1回最大2時間以内 ※1回以上相談を受ける必要があります 〈注意事項〉 担当するプランコンサルタント及び初回相談日時は、支援対象事業者の希望に基づき事務局が指定します。ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。 初回相談は、TOKYO 創業ステーション Advance Port にて対面実施します。 ※決定した初回相談日時は、実践支援フェーズの審査を通過した支援対象事業者にお知らせします。 ※2回目以降の相談日時はプランコンサルタントと支援対象事業者との間で調整してください。 ※プランコンサルタントの初回相談予定日は7頁「■実践支援フェーズ初回相談日程表」をご確認ください
実践ワーク ショップ 仮説検証 (必須)	〈概要〉 マーケティングの専門家を招聘し、顧客ニーズの検証や販路開拓の具体的な実施方法等を連続ワークショップ形式(全4回)で学びます。ワークショップ期間中の課題として、顧客ニーズの検証に取り組んでいただきます。 〈日程・テーマ(予定)〉 第1回：令和8年10月6日(火) [仮説の構築方法と検証の手法] 第2回：令和8年10月16日(金)、10月19日(月)、10月22日(木)、10月26日(月)、10月27日(火)のうちいずれか1日 [仮説の発表とフィードバック] 第3回：令和8年11月12日(木) [認知獲得に向けた媒体選定] 第4回：令和8年12月11日(金)、12月15日(火)、12月18日(金)、12月21日(月)、12月22日(火)のうちいずれか1日 [検証結果の発表と適切な経営判断に向けたフィードバック]

	〈注意事項〉 ・第2回・第4回は、支援対象事業者の希望に基づき、事務局が受講日を調整します。ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。 ・実践ワークショップの日程表は8頁「■実践ワークショップ（仮説検証）日程表」をご確認ください。
実践ワークショップ 販促手法 （任意）	各回で専門家を招聘し、顧客獲得に向けた実際のマーケティングで使用する生成 AI や販促ツールについて連続ワークショップ形式（全5回）で学びます。ワークショップ期間中の課題として、販路開拓実践計画の作成に取り組んでいただきます。 〈日程・テーマ〉 第1回：令和8年11月20日（金）[価値を【言葉にする】] 第2回：令和8年11月26日（木）[【伝わる形】をつくる] 第3回：令和8年12月3日（木）[SNSで【接点をつくる】] 第4回：令和8年12月10日（木）[PRで【信頼を広げる】] 第5回：令和9年1月8日（金）[販路開拓実践計画発表&フィードバック] ・日程表と各回講師は9頁「■実践ワークショップ（販促手法）日程表」をご確認ください。
顧客インタビューサービス （任意）	〈概要〉 実際に顧客インタビューを行い自社製品、サービスのニーズを検証、自社製品のブラッシュアップと今後の展開に活かす調査の実施を支援します。 〈注意事項〉 ・利用回数は、上限3回となります。
専門家派遣等 （任意）	〈概要〉 専門家派遣等により、顧客ニーズの収集に係る機会や情報を提供します。 〈注意事項〉 ・利用回数は、上限3回となります。

■実践支援フェーズ経営相談時間表

経営相談の初回のみ TOKYO 創業ステーション3階 AdvancePort にて対面で実施していただきます。初回相談は、プランコンサルタントごとに4枠設けます。ご希望のプランコンサルタントを第3希望の3名までお選びいただき、申請フォームよりご回答ください。

各企業の担当プランコンサルタント及び相談日時は、審査に通過した後お知らせします。ご希望に沿えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※プランコンサルタント及び相談日時の確約はいたしかねます。

プランコンサルタントの経歴や得意業種などは、ホームページをご覧ください。

<https://startup-station.jp/m3/acceleration-program/>

※ホームページ中段の『プランコンサルタントのご紹介』をご覧ください

■実践支援フェーズ初回相談日程表

日程	プランコンサルタント	相談開始時刻					
		10時～	11時～	13時～	14時～	15時～	16時～
10月1日(木)	坂田 康一 氏	◎	◎	◎	◎		
10月2日(金)	菅生 将人 氏	◎	◎				
10月5日(月)	五十嵐 尚 氏	◎	◎	◎	◎		
	大江 栄 氏	◎	◎	◎	◎		
10月7日(水)	雨宮 泉美 氏	◎	◎	◎	◎		
	洞口 智行 氏	◎	◎	◎	◎		
10月8日(木)	苅谷 浩司 氏			◎	◎	◎	◎
10月9日(金)	加藤 直 氏	◎	◎	◎	◎		
10月13日(火)	菅生 将人 氏	◎	◎				
10月14日(水)	北村 弘司 氏	◎	◎	◎	◎		
	高橋 玲子 氏	◎	◎	◎	◎		

■実践ワークショップ（仮説検証）日程表

回	A 日程	B 日程	C 日程	D 日程	E 日程
第 1 回	10/6(火) 9:00～13:00				
第 2 回	10/22(木) 9:00～ 12:00	10/16(金) 13:30～ 16:30	10/19(月) 13:30～ 16:30	10/26(月) 13:30～ 16:30	10/27(火) 13:30～ 16:30
第 3 回	11/12(木) 9:00～12:00				
第 4 回	12/11(金) 10:00～ 13:00	12/15(火) 13:30～ 16:30	12/18(金) 13:30～ 16:30	12/21(月) 13:30～ 16:30	12/22(火) 13:30～ 16:30

《ワークショップ講師》

回	日程	講師
第 1 回 第 3 回	全日程共通	スタートアップ・ブレイン株式会社 代表 堤 孝志 氏
第 2 回 第 4 回	A 日程	スタートアップ・ブレイン株式会社 代表 堤 孝志 氏
	B 日程	東洋大学大学院 経営学研究科特任教授 岩岡 博徳 氏
	C 日程	アイプランニング 代表 雨宮 泉美 氏
	D 日程	アヴニール・ワークス株式会社 代表 北村 弘司 氏
	E 日程	合同会社クレイジーコンサルティング 代表 酒井 勇貴 氏

■実践ワークショップ（販促手法）日程表・講師、登壇ゲスト

日程	講師・登壇ゲスト
全日程共通 講師	株式会社オクノテ 代表取締役 清水 寛 氏
R8/11/20（金） 16:00～19:00	登壇ゲスト 株式会社 Happy 代表 コピーライター 鶴田 茂高 氏
R8/11/26（木） 16:00～19:00	登壇ゲスト 多摩デザイン事務所 デザイナー 菅原 竜介 氏
R8/12/3（木） 16:00～19:00	登壇ゲスト One Create 株式会社 代表取締役 井上 輔 氏
R8/12/10（木） 16:00～19:00	登壇ゲスト 電通東日本株式会社 PR ディレクター 高橋 俊樹 氏
R9/1/8（金） 16:00～20:00	登壇ゲスト 株式会社 MISO SOUP 代表取締役 北川 智博 氏

② - (1) ハンズオン支援フェーズ【ハンズオン支援】(予定)

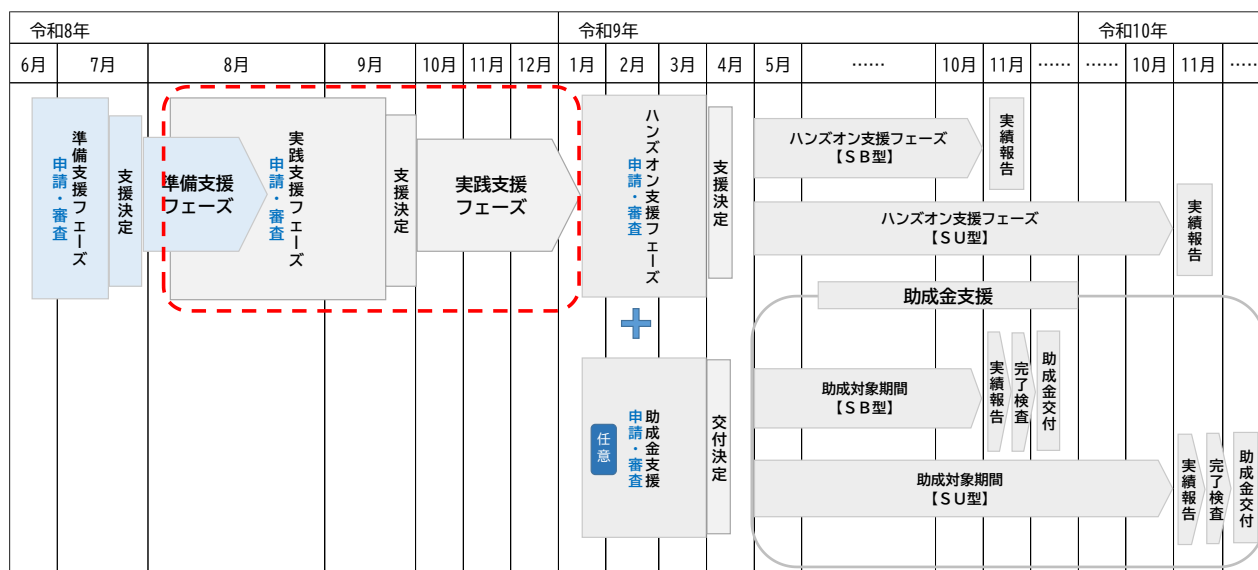
項目	詳細	
概 要	経営相談や専門家派遣、マーケティング相談、セミナー等を通じて、販売計画等の事業計画の改善・検証・実行を支援します。また、必要に応じて、販路開拓等に要する費用の一部を助成します。 ※ハンズオン支援フェーズでは、支援対象事業者の事業計画に合わせて、スモールビジネス型（以下、「SB 型」という。）とスタートアップ型（以下、「SU 型」という。）の2つのタイプの支援を実施します。募集要項、申請書は、実践支援フェーズの審査通過者のみにお知らせします。	
主な申請要件	実践支援フェーズに申請し、支援対象となっていること ※詳細は、14 頁「3 申請要件」を必ずご確認ください。	
申請期間	令和9年1月15日(金)から令和9年2月8日(月)まで ※ハンズオンフェーズ申請時に、SB 型と SU 型を併願申請できます。重複して支援を受けることはできないため、SB 型と SU 型のどちらか一方のみの採択になります。 ※SB 型及び SU 型で、支援期間や助成金の上限額等が異なります。自社の事業計画に適した方を選択してください。	
費 用	無料	
区 分	SB 型（スモールビジネス型）	SU 型（スタートアップ型）
定 義	既存の市場において、長期的な視点で着実な成長を目指す事業計画を有する創業初期の起業家への支援	革新的なアイデアによって新規市場を形成し、短期的な急成長を目指す事業計画を有する創業初期の起業家への支援
支援期間	令和9年5月1日（土）から 令和9年10月31日（日）まで	令和9年5月1日（土）から 令和10年10月31日（火）まで
支援規模	10 件	5 件
【支援内容】	〈概要〉 販路開拓に向けたビジネスプラン、事業計画等に基づき、ハンズオン支援フェーズでの取組について、プランコンサルタントが検証・改善の助言を行います。	
経営相談 (必須)	〈相談回数〉 ・SB 型 上限 12 回（1 回最大 2 時間） ・SU 型 上限 36 回（1 回最大 2 時間） ※SB は 3 回以上、SU は 6 回以上相談を受ける必要があります。	
専門家派遣 (任意)	〈概要〉 専門家派遣による、経営相談、販路開拓手法等の情報を提供します。 〈注意事項〉 ・利用回数には、上限があります。	
ニーズ検証 (任意)	〈概要〉 実際に顧客インタビューを行い自社製品、サービスのニーズを検証、自社製品のブラッシュアップと今後の展開に活かす調査の実施を支援します。 〈注意事項〉 利用回数には、上限があります。	
セミナー (必須)	〈概要〉 販路開拓の手法に関するセミナーを開催します。	
助成金支援 (任意)	〈概要〉 任意で申請可能。詳細は 11 頁「②-(2) ハンズオン支援フェーズ【費用助成】(予定)」をご確認ください	

② - (2) ハンズオン支援フェーズ【費用助成】(予定)

項目	詳細	
概 要	プランコンサルタントとともに設定した、販路開拓に向けた計画の実行に関する取組費用の一部を助成します(任意申請)。なお、ハンズオン支援フェーズの支援事業者に対する助成金のため、ハンズオン支援を受けず、助成金のみを申請することはできません。 〈注意事項〉 ・助成金の審査はハンズオン支援フェーズの申請書を基に実施します。 ・助成金の募集要項、申請書(ハンズオン支援フェーズ申請書と同じ)は、実践支援フェーズの審査通過者のみにお知らせします。 ・助成金は後払いであり、公社が適当と認めた経費についてのみ助成します。 ・創業助成事業の交付決定を受けた方でも、申請できます。ただし、同一の経費で助成を受けることはできません。	
主な申請要件	実践支援フェーズの支援対象となっていること	
区分	SB 型 (スモールビジネス型)	SU 型 (スタートアップ型)
助成金額	300 万円	1,500 万円
助成対象期間	令和9年5月1日(土)から 令和9年10月31日(日)まで	令和9年5月1日(土)から 令和10年10月31日(火)まで
助成率	助成対象と認められる経費の1/2以内	
申請期間	令和9年1月15日(金)から令和9年2月8日(月)まで	
交付決定日	令和9年4月9日(金)(予定)	
期の設定	助成事業の進展具合によって助成対象期間を区切り、「期」を設けることができます。期が設定された場合には、期ごとに完了検査を行い、都度助成金を交付します。 期は6か月以上の期間として、事業期間を通じて3期を上限とします。	
助成対象経費 (直接人件費は 上限あり)	仮説検証費	顧客ニーズの仮説検証及び販路開拓のために行う調査分析に係る費用
	設備等導入費	顧客ニーズの仮説検証及び販路開拓のために行う調査分析、並びに、調査結果に基づく製品・サービス改良に当たり必要な設備・備品・ソフトウェアを購入・リース・レンタルする費用
	テストマーケティング費	テストマーケティング(製品・サービスの試験販売及び貸与)のために、会場(店舗家賃は除く)及び備品をレンタルする費用、並びに自社から会場間の備品輸送に係る経費
	委託外注費	顧客ニーズの仮説検証及び販路開拓のために行う、自社内で直接実施することが困難又は適当でない業務を外部の事業者等に依頼する経費
	原材料・副資材費	顧客ニーズの仮説検証及び販路開拓のために行う調査に必要なプロトタイプの製作や調査結果に基づく製品・サービス改良に当たり、直接使用し消費する、原料・材料・副資材等を購入する経費
	展示会等参加費	展示会等参加に要する以下の経費 (1) 出展小間料 展示会・見本市に係る出展小間料(オンライン展示会も含む) (2) 資材費 小間内の装飾費、出展に必要な資材費(ポスター・パネル作成)、備品・機器等のリース代、会場での光熱水費 (3) 輸送費 展示品や展示用資材、配布するパンフレット等の運搬委託費

	広告費	(1) 広告物の製作に要する経費（パンフレット、PR 映像、WEB ページ等） (2) 広告の掲載に要する経費（新聞・雑誌・WEB 等）
	EC サイト出店初期登録料	申請者名義で自ら運営者と契約し、出店する場合の初期登録料
	直接人件費	本助成事業の実施に直接従事した主な社員・役員およびパート・アルバイトの人件費 (SB 型：上限 100 万円、 SU 型：上限 600 万円)

(3) スケジュール（予定）



① 準備支援フェーズ

- ア 申請期間：令和8年6月25日（木）から令和8年7月15日（水）まで
- イ 支援決定：令和8年7月下旬
- ウ 支援期間：令和8年7月28日（火）から令和8年8月21日（金）まで

② 実践支援フェーズ

- ア 申請期間：令和8年8月7日（金）から令和8年8月21日（金）23：59まで
- イ 支援決定：令和8年9月下旬（9月24日（木）頃）
- ウ 支援期間：令和8年10月1日（木）から令和9年1月14日（木）まで

③ - (1) ハンズオン支援フェーズ【ハンズオン支援】

- ア 申請期間：令和9年1月15日（金）から令和9年2月8日（月）まで
- イ 支援決定：令和9年4月9日（金）
- ウ 支援期間：【SB型】令和9年5月1日（土）から令和9年10月31日（日）まで（※）
【SU型】令和9年5月1日（土）から令和10年10月31日（火）まで（※）

③ - (2) ハンズオン支援フェーズ【費用助成】 ※任意、② - (1)と同時申請

- ア 申請期間：令和9年1月15日（金）から令和9年2月8日（月）まで
- イ 交付決定：令和9年4月9日（金）
- ウ 助成対象期間：【SB型】令和9年5月1日（土）から令和9年10月31日（日）まで（※）
【SU型】令和9年5月1日（土）から令和10年10月31日（火）まで（※）

※ハンズオン支援フェーズ【ハンズオン支援】の支援期間及び【費用助成】の助成対象期間について、準備支援フェーズ募集要項でお知らせした各予定期間から変更していますので、ご注意ください。

3 申請要件

申請にあたっては次の(1)の要件を満たし、かつ令和8年7月15日(準備支援フェーズ申込締切日)時点で次の(2)～(6)の全ての要件を満たす必要があります。また、支援対象期間が終了するときまで、原則、申請要件を満たしている必要があります。また、特段の記載がある場合を除き、支援対象期間が終了するときまで、原則、申請要件を引き続き満たす必要があります。支援対象期間の途中で申請要件を満たさなくなった場合は、支援対象期間内であっても支援を打ち切ることがあります。

- (1) 準備支援フェーズ支援対象者専用サイトに掲載された販路開拓セミナー動画を1種類以上視聴し、アンケートを回答済みであること
- (2) 令和8年5月31日までに以下のいずれかに該当する法人または個人であること
 - ① プランコンサルタント終了証の発行を受けていること
※終了証の発行日は令和8年5月31日以前であること
※プランコンサルティング初回の相談日時点において、開業(法人登記)から5年未満であったこと
※プランコンサルタントの終了者が、登記簿謄本上に記載の役員に就任している法人または個人事業主等の中小企業者等であること
【実施・運営機関】公社創業支援課(TOKYO 創業ステーション)
公社多摩創業支援課(TOKYO 創業ステーション TAMA)
 - ② 創業助成事業で助成対象期間が終了し、額の確定通知を受けた者
※確定通知書の発行日が令和8年5月31日以前であること
【実施・運営機関】公社創業支援課(TOKYO 創業ステーション)
 - ③ 東京シニアグランプリのファイナリスト
【実施・運営機関】公社創業支援課(TOKYO 創業ステーション)
 - ④ 次のア～エのうち、いずれかの施設の入居経験者
※令和8年5月31日以前の入居であること
ア 白鬚西 R&D センター
【実施・運営機関】公社創業支援課(TOKYO 創業ステーション)
イ インキュベーションオフィス・TAMA
【実施・運営機関】公社多摩支社
ウ 東京コンテンツインキュベーションセンター(TCIC)
【実施・運営機関】東京都
エ 青山スタートアップアクセラレーションセンター(ASAC)
【実施・運営機関】東京都

(3) 次のいずれかに該当する法人または個人であること

① 令和8年7月15日時点で法人登記を行ってから10年未満の法人

本店（士業法人の方は主たる事務所）の所在地が都内に登記されており、都内で実質的に事業が行われている本店（士業法人の方は主たる事務所）が実在していること。

② 令和8年7月15日時点で税務署へ開業の届出を行ってから10年未満の個人事業主

納税地と主たる事業所等が都内に実在しており、都内の主たる事業所等において実質的に事業が行われていること。

※ 「都内で実質的に事業が行われている」とは、登記簿謄本や開業届に記載された都内所在地において、客観的に都内に根付く形で事業活動が行われていることを指します。申請書、納税状況、ホームページ、看板や表札、電話等連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断されます。

(4) 次のいずれかに該当するもの。

① 中小企業者（会社法に規定される会社または士業法人、個人事業主）

次に該当する中小企業者で、大企業（※1）が実質的に経営に参画（※2）していないもの。

業種	資本金及び従業員
製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、その他の業種（下記以外）	3億円以下 又は 300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ製造業及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下 又は 900人以下
卸売業	1億円以下 又は 100人以下
小売業	5,000万円以下 又は 50人以下
サービス業（下記以外）	5,000万円以下 又は 100人以下
旅館業	5,000万円以下 又は 200人以下

② 企業組合、協業組合

中小企業等協同組合法に基づき設立された企業組合又は中小企業団体の組織に関する法律に基づき設立された協業組合であって、その構成員の半数以上が都内で実質的に事業を行っている中小企業者であり、大企業（※1）が実質的に経営に参画（※2）していないもの。

③ 一般財団法人、一般社団法人

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された法人のうち、大企業（※1）が実質的に経営に参画（※2）せず、法人税法第2条第13号に規定する収益事業を行っているもので、次の要件を満たすもの。

・一般社団法人：

社員総会における議決権の2分の1以上を都内の事業所で実質的に事業を行っている中小企業者が有していること。

- ・一般財団法人：

設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上が都内の事業所で実質的に事業を行っている中小企業者により拠出されていること。

④ 特定非営利活動法人

特定非営利活動促進法第2条に定める法人のうち、大企業（※1）が実質的に経営に参画（※2）せず、法人税法第2条第13号に規定する収益事業を行っているもので、次のいずれかの要件を満たすもの。

- ・中小企業者の振興に資する事業を中小企業者と連携して事業を行う（事業の共同実施等）もの。
- ・中小企業者の支援を行うために中小企業者が主体となって設立するもの（表決権を有する社員の2分の1以上が中小企業者）。

※1 「大企業」とは、前記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営む者を指します。

ただし、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合は除きます。

（外国企業の判定基準）

「大企業」の定義については、諸外国の現地法に基づいて設立された企業であっても、本要項に記載の定義が適用されるものとします（ただし、LPS (Limited Partnership) を除く）。なお、資本金換算は、申請日時点の、金融機関が公表している為替レートを用いるものとします。

※2 「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいいます。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している。
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している。
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は従業員が兼務している。
（ただし、当該役員又は職員がいわゆる副業により兼務し、経営の自主性、独立性が損なわれていないことが認められる場合を除く）
- ・その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる。

例 （1）大企業やその子会社等が過半数の議決権を保持する

（2）大企業やその子会社等が議決権について指示できる

（5）支援対象外業種一覧（37 頁）に該当しないこと

（6）次のア～スの全てに該当するもの

ア 個人事業主・法人の登記上の代表者として、経営経験※が令和8年7月15日時点で通算10年未満の方（海外での経営経験も含む）

イ テストマーケティング等の顧客ニーズの検証を実施できる、製品・サービス又はそのプロトタイプを有していること

ウ 各支援フェーズの支援内容で「必須」の記載があるプログラムは、原則、全て受けられる体制と意欲を持っていること

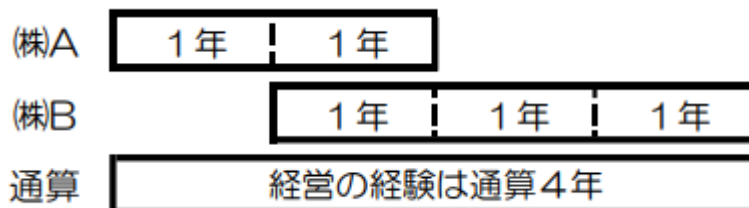
- エ 同一の役員が就任する複数の法人、または同一の個人による複数の申請でないこと
- オ 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でない業態を営んでいないこと
- カ 本事業の支援事例の取材や事業者名・代表者名・申請事業概要の公開に協力できること
- キ 事業税等を滞納（分納）していないこと
- ク 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと
- ケ 申請日までの過去5年間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしていないこと
- コ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、本事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと
- サ 本事業の実施にあたっては、必要な許認可を取得し関係法令を遵守していること
- シ 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者又は風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないとは判断される業態を営んでいた若しくは営んでいないこと
- ス その他、公的支援先として適切でないと判断されないこと

※経営経験とは

個人事業主・法人の登記上の代表者として事業を実施することを指します（申請した法人とは別の法人で代表者を務めていた場合も含みます）。

経営経験の期間を算出する際には、下記の点にご注意ください。

- ・業種や事業の形態を問わず、個人事業主（個人事業の開業・廃業等届出書提出後）の期間 + 法人の登記上の代表者期間で、経営経験の期間を算出してください。
- ・雇われ社長や子会社の社長として事業を実施した期間は、経営経験に含みます。
- ・フリーランス（個人事業の開業・廃業等届出書未届）として事業を実施した期間は、経営経験に含みません。
- ・休業である旨を記載した確定申告書を提出した個人事業主及び休業の異動届出書を税務署に提出した法人代表者については、当該休業期間は事業実施の期間からは除きます。
- ・複数の事業を行い、期間が重複している場合には、下記の方法で経営経験の期間を算出してください。



4 申請方法（実践支援フェーズ）

本申請は「実践支援フェーズ」へのお申込みとなります。次のフェーズである「ハンズオン支援フェーズ」の利用にあたっては別途申請を行っていただき、審査に採択される必要がありますのでご注意ください。

(1) 申請方法

申請にあたっては、次の①～②を申請フォームより提出してください

- ① 申請書
- ② 必要書類

審査結果は可否に関わらず、令和8年9月下旬（9月24日（木）頃）にメールでお送りします。

<申請フォーム>

URL：<https://forms.gle/LVaQnsdpvPXrhtFZ8>



申請書は下記の準備支援フェーズ支援対象者専用サイトからダウンロードできます。

URL：https://startup-station.jp/m3/acceleration_program_preparation_r8k7p4/

(2) 申請締切

令和8年8月21日(金)23:59まで

(3) 留意事項

- ① 申請フォームについては、申請後の加筆・修正等はありません。
- ② 必要に応じて、公社から追加資料の提出及び説明等を求めることがあります。
- ③ 提出いただいた申請書類は、採択の可否に関わらず返却いたしません。
- ④ 申請に係る経費は申請者の負担となります。
- ⑤ 申請書は日本語でご作成ください。

(4) 申請書の作成

以下の留意事項を確認のうえ、申請書を作成してください。

申請書作成の留意事項

実践支援フェーズ申請前確認書

公益財団法人東京都中小企業振興公社が実施する、令和8年度アクセラレーションプログラム（顧客獲得実践支援事業）実践支援フェーズに申請の要件をすべて満たすことを確認しました。

記載された要件をすべて満たすことを確認してください。

- (1) 準備支援フェーズ支援対象者専用サイトに掲載された説明資料をダウンロードし、動画と音声以上視聴し、アンケートを回答済みであること
- (2) 令和8年5月31日までに以下のいずれかに該当する法人または個人であること
 - ① プランコンサルタント終了証の発行を受けていること
※終了証の発行日は令和8年5月31日以前であること
※プランコンサルティング初回の相談日時点において、開業（法人登記）から5年未満であったこと
※プランコンサルタントの終了者が、登記簿謄本上に記載の役員に就任している法人または個人事業主等の中小企業者等であること
 - ② 創業助成事業で助成対象期間が終了し、額の確定通知を受けた者
※確定通知書の発行日が令和8年5月31日以前であること
 - ③ 東京シニアグランプリのファイナリスト
 - ④ 次のア～エのうち、いずれかの施設の入居経験者
※令和8年5月31日以前の入居であること
ア 白鬚西 R&D センター
イ インキュベーションオフィス・TAMA
ウ 東京コンテンツインキュベーションセンター（TCIC）
エ 青山スタートアップアクセラレーションセンター（ASAC）
- (3) 次のいずれかに該当する法人または個人であること
 - ① 令和8年7月15日時点で法人登記を行ってから10年未満の法人
本店（士業法人の方は主たる事務所）の所在地が都内に登記されており、都内で実質的に事業が行われている本店（士業法人の方は主たる事務所）が実在していること。
 - ② 令和8年7月15日時点で税務署へ開業の届出を行ってから10年未満の個人事業主
納税地と主たる事業所等が都内に実在しており、都内の主たる事業所等において実質的に事業が行われていること。

※ 「都内で実質的に事業が行われている」とは、登記簿謄本や開業届に記載された都内所在地において、客観的に都内に根付く形で事業活動が行われていることを指します。申請書、納税状況、ホームページ、看板や表札、電話等連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断されます。

(4) 次のいずれかに該当するもの。

① 中小企業者（会社法に規定される会社または士業法人、個人事業主）

次に該当する中小企業者で、大企業（※1）が実質的に経営に参画（※2）していない者を指します。

業種	資本金及び従業員
製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、その他の業種（下記以外）	3億円以下 又は 300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ製造業及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下 又は 900人以下
卸売業	1億円以下 又は 100人以下
小売業	5,000万円以下 又は 50人以下
サービス業（下記以外）	5,000万円以下 又は 100人以下
旅館業	5,000万円以下 又は 200人以下

② 企業組合、協業組合

中小企業等協同組合法に基づき設立された企業組合又は中小企業団体の組織に関する法律に基づき設立された協業組合であって、その構成員の半数以上が都内で実質的に事業を行っている中小企業者であり、大企業（※1）が実質的に経営に参画（※2）していないもの。

③ 一般財団法人、一般社団法人

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された法人のうち、大企業（※1）が実質的に経営に参画（※2）せず、法人税法第2条第13号に規定する収益事業を行っているもので、次の要件を満たすもの。

・一般社団法人：

社員総会における議決権の2分の1以上を都内の事業所で実質的に事業を行っている中小企業者が有していること。

・一般財団法人：

設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上が都内の事業所で実質的に事業を行っている中小企業者により拠出されていること。

④ 特定非営利活動法人

特定非営利活動促進法第2条に定める法人のうち、大企業（※1）が実質的に経営に参画（※2）せず、法人税法第2条第13号に規定する収益事業を行っているもので、次のいずれかの要件を満たすもの。

- ・中小企業者の振興に資する事業を中小企業者と連携して事業を行う（事業の共同実施等）もの。
- ・中小企業者の支援を行うために中小企業者が主体となって設立するもの（表決権を有する社員の2分の1以上が中小企業者）。

※1 「大企業」とは、前記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営む者を指します。

ただし、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合は除きます。

（外国企業の判定基準）

「大企業」の定義については、諸外国の現地法に基づいて設立された企業であっても、本要項に記載の定義が適用されるものとします（ただし、LPS (Limited Partnership) を除く）。なお、資本金換算は、申請日時点の、金融機関が公表している為替レートを用いるものとします。

※2 「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいいます。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している。
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している。
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は従業員が兼務している。

（ただし、当該役員又は職員がいわゆる副業により兼務し、経営の自主性、独立性が損なわれていないことが認められる場合を除く）

- ・その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる。

例 （1）大企業やその子会社等が過半数の議決権を保持する

（2）大企業やその子会社等が議決権について指示できる

（5）支援対象外業種一覧（37 頁）に該当しないこと

（6）次のア～スの全てに該当するもの

ア 個人事業主・法人の登記上の代表者として、経営経験が令和8年7月15日時点で通算10年未満の方（海外での経営経験も含む）

イ テストマーケティング等の顧客ニーズの検証を実施できる、製品・サービス又はそのプロトタイプを有していること

ウ 各支援フェーズの支援内容で「必須」の記載があるプログラムは、原則、全て受けられる体制と意欲を持っていること

エ 同一の役員が就任する複数の法人、または同一の個人による複数の申請でないこと

オ 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でない業態を営んでいないこと

カ 本事業の支援事例の取材や事業者名・代表者名・申請事業概要の公開に協力できること

キ 事業税等を滞納（分納）していないこと

ク 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと

ケ 申請日までの過去5年間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関

- して、不正等の事故を起こしていないこと
- コ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、本事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと
- サ 本事業の実施にあたっては、必要な許認可を取得し関係法令を遵守していること
- シ 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に規定する暴力団関係者又は風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営んでいた若しくは営んでいないこと
- ス その他、公社が公的支援先として不適切と判断するものではないこと

アクセラレーションプログラム実践支援フェーズ申請
期間（令和 8 年 8 月 7 日～8 月 21 日）を記入してくだ

令和 年 月 日

事業者名

代表者名

アクセラレーションプログラム実践支援フェーズ申請
期間（令和8年8月7日～8月21日）を記入してくだ

令和 年 月 日

公益財団法人東京都中小企業振興公社

理 事 長 殿

・所在地は、登記簿謄本の本店所在地を記載して
ください。

（個人事業主の方）

代表者氏名、所在地（住民票上の住所）をご記入くださ
い。

（法人の方）

法人名、代表者氏名、登記上の所在地をご記入ください。

〒

所在地

法人名

代表者氏名

令和8年度アクセラレーションプログラム（顧客開拓実践支援事業）
実践支援フェーズ申請書

令和8年度アクセラレーションプログラム（顧客獲得実践支援事業）実践支援フェーズに、下
記のとおり申請します。

記

1 申請理由

申請書の枠に収まらない場合は、適宜広げてください。

（1）本プログラムの支援を希望する理由

現在の経営課題と本プログラムに申請した理由を記載してください。

（2）本プログラムを通じて取り組みたいこと

（1）の経営課題に対して本プログラムを通じて、取り組みたい内容について記載してください。

2 企業概要

創業年月日	年 月 日					
決算月	月					
主たる事業所等の所在地						
主たる業種	実践支援フェーズ募集要項 30 頁の日本標準産業分類(中分類)から選択					
事業概要 (全ての事業を記載してください。)	募集要項 30 頁の日本標準産業分類(中分類)をご参照いただき、概ね該当する業種を一つ選択してください。					
主たる取扱商品・サービス						
役員・従業員数 ■個人事業主は従業員のみの入力	役員		人	従業員		人
主要取引先						
事業に要する許認可・免許等 (取得状況も記載)						

3 代表者について

(1) 創業動機 創業の動機や経緯を記載してください。		
(2) 経営理念・ビジョン 経営理念や事業を通じて成し遂げたいことを記載してください。		
(3) 代表者の経歴 代表者の職歴・経歴を時系列で記載してください。		
所属先	所属期間	うち代表期間（代表でない場合は0か月）
	年 月～ 年 月	年 か月
	年 月～ 年 月	年 か月
	年 月～ 年 月	年 か月
	年 月～ 年 月	年 か月
(4) 代表者の強みと弱み これまでの経験等を踏まえて、代表者の強み（技術やノウハウ、ネットワーク等）や弱みを記載ください。弱みについてはその補強方法を記載してください。		

代表期間には「個人事業主として事業を行っていた期間」
 または「法人の代表をしていた期間」を記入してください。

4. 事業内容

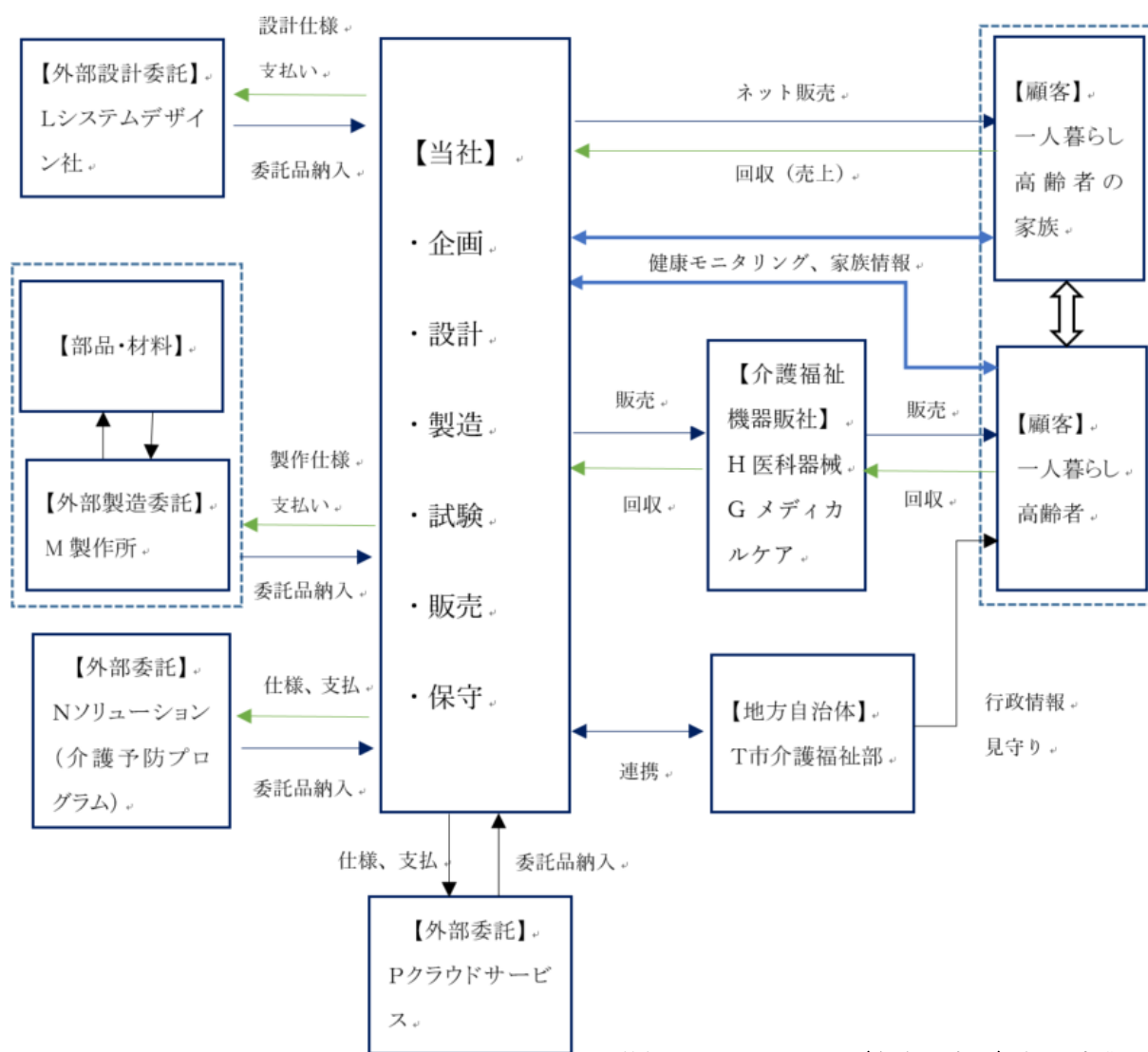
(1) 事業内容

申請事業（※本プログラムで顧客ニーズ検証等に取り組みたい事業をいう）について、提供する商品・サービスの特徴や強みを含めて記載してください。

(2) 申請事業の全体図

申請事業の商流・物流を記載してください。

※自社及び、ビジネスに関連する企業（顧客、流通業者、原材料供給業者、外注先、設計・開発業者他）等の関係を図示し、事業の全体像を説明してください。また、同時に、カネ・モノ（製品・サービス）・情報の流れを図示してください。



記載例：スマートケア（在宅見守り）機器事業

(3) 想定されるリスクとその対応策

5. 市場

申請事業に関して、対象市場の詳細を記載してください。

(1) 市場の概要

対象市場の規模、特徴、成長性を記載してください。

(2) 想定顧客

想定する具体的な顧客像や、その顧客が抱える課題を記載してください。

(3) 競合他社

競合他社の概要について記載し、競合他社に対する自社の差別化要因、優位性、自社製品・商品・サービスが選ばれる理由を記載してください。

6. 申請事業の販売実績と計画

(1) 申請事業及び企業全体の売上実績と計画

(単位：千円)	前々期実績 (※)	前期実績 (※)	今期見込み	来期計画
申請事業の売上				

(単位：千円)	前々期実績 (※)	前期実績 (※)	今期見込み	来期計画
企業全体の売上				

※「前々期実績」「前期実績」:

- ・申請日時時点で確定申告・所管庁への事業報告書等提出が済んでいる場合に記載ください。
- ・申請日時時点で確定申告・所管庁への事業報告書等提出が未済の場合は記載不要です。

(例) 申請日時時点で1期目のみ確定申告・所轄庁への事業報告書等提出が済んでいるが、2期目の確定申告・所轄庁への事業報告書等提出が未済の場合・・・「前々期実績」は記載不要、「前期実績」のみ記載。

(2) 売上拡大に向け、既に行っているマーケティング上の取り組み

(3) 今後の売上計画の実現に向けた課題

(4) 今後、売上計画実現に向けて実施を考えている取り組み

(5) 販売先・ターゲット（前期実績・今期見込み・来期計画）

販売先名	商品・サービス	時期	販売単価 (円)	販売数量 (個)	販売高(円)
		前期			
		今期			
		来期			
		前期			
		今期			
		来期			
		前期			
		今期			
		来期			

日本標準産業分類(中分類番号)表

分類	名 称	分類	名 称
A 農 業、林 業		I 卸売業、小売業	
01 農 業		50 各種商品卸売業	
02 林 業		51 繊維・衣服等卸売業	
B 漁 業		52 飲食料品卸売業	
03 漁業（水産養殖業を除く）		53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	
04 水産養殖業		54 機械器具卸売業	
C 鉱業、採石業、砂利採取業		55 その他の卸売業	
05 鉱業、採石業、砂利採取業		56 各種商品小売業	
D 建 設 業		57 織物・衣服・身の回り品小売業	
06 総合工事業		58 飲食料品小売業	
07 職別工事業（設備工事業を除く）		59 機械器具小売業	
08 設備工事業		60 その他の小売業	
E 製 造 業		61 無店舗小売業	
09 食料品製造業		J 金融業、保険業	
10 飲料・たばこ・飼料製造業		62 銀行業	
11 繊維工業		63 協同組織金融業	
12 木材・木製品製造業（家具を除く）		64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	
13 家具・装備品製造業		65 金融商品取引業、商品先物取引業	
14 パルプ・紙・紙加工品製造業		66 補助的金融業等	
15 印刷・同関連業		67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	
16 化学工業		K 不動産業、物品賃貸業	
17 石油製品・石炭製品製造業		68 不動産取引業	
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）		69 不動産賃貸業・管理業	
19 ゴム製品製造業		70 物品賃貸業	
20 なめし革・同製品・毛皮製造業		L 学術研究、専門・技術サービス業	
21 窯業・土石製品製造業		71 学術・開発研究機関	
22 鉄鋼業		72 専門サービス業（他に分類されないもの）	
23 非鉄金属製造業		73 広告業	
24 金属製品製造業		74 技術サービス業（他に分類されないもの）	
25 はん用機械器具製造業		M 宿泊業、飲食サービス業	
26 生産用機械器具製造業		75 宿泊業	
27 業務用機械器具製造業		76 飲食店	
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業		77 持ち帰り・配達飲食サービス業	
29 電気機械器具製造業		N 生活関連サービス業、娯楽業	
30 情報通信機械器具製造業		78 洗濯・理容・美容・浴場業	
31 輸送用機械器具製造業		79 その他の生活関連サービス業	
32 その他の製造業		80 娯楽業	
F 電気・ガス・熱供給・水道業		O 教育、学習支援業	
33 電気業		81 学校教育	
34 ガス業		82 その他の教育、学習支援業	
35 熱供給業		P 医療、福祉	
36 水道業		83 医療業	
G 情報通信業		84 保健衛生	
37 通信業		85 社会保険・社会福祉・介護事業	
38 放送業		Q 複合サービス事業	
39 情報サービス業		86 郵便局	
40 インターネット附随サービス業		87 協同組合（他に分類されないもの）	
41 映像・音声・文字情報制作業		R サービス業（他に分類されないもの）	
H 運輸業、郵便業		88 廃棄物処理業	
42 鉄道業		89 自動車整備業	
43 道路旅客運送業		90 機械等修理業（別掲を除く）	
44 道路貨物運送業		91 職業紹介・労働者派遣業	
45 水運業		92 その他の事業サービス業	
46 航空運輸業		93 政治・経済・文化団体	
47 倉庫業		94 宗 教	
48 運輸に附帯するサービス業		95 その他のサービス業	
49 郵便業（信書便事業を含む）		96 外国公務	
		S 公務（他に分類されるものを除く）	
		97 国家公務	
		98 地方公務	
		T 分類不能の産業	
		99 分類不能の産業	

詳細は、総務省ホームページにてご確認ください。

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/

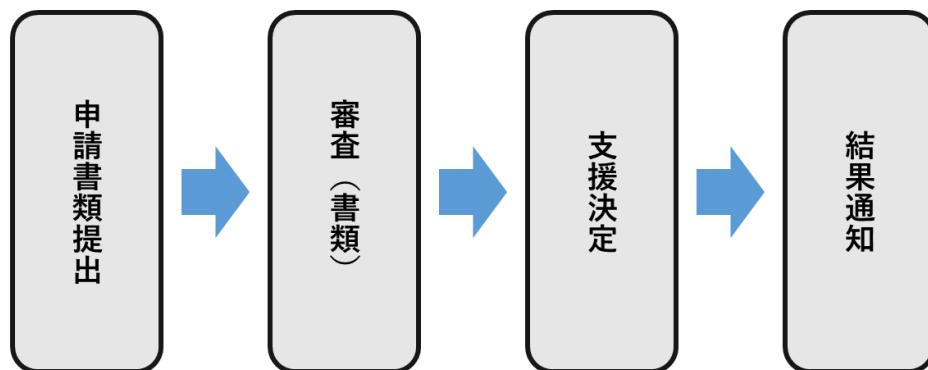
(5) 必要書類

必要書類名	詳細
決算書の内、右記の写し ※提出可能な直近 2 期分 (税務署提出済みのもの に限る)	《法人》 決算報告書の内、貸借対照表、損益計算書の写し 2 期分 《個人事業主》 青色申告決算書等の内、下記の写し 2 期分 ・ 白色申告の場合：収支内訳書 ・ 青色申告の場合：貸借対照表・損益計算書 (上限 10 万円の控除にて青色申告の場合は、貸借対照表の提出は不要) ※ 直近 1 期分のみ提出すればよい申請者 ・ 申請日時点で 1 期目の確定申告・所轄庁への事業報告書等提出が済んでいるが、2 期目の確定申告・所轄庁への事業報告書等提出が未済の法人・個人事業主 ※ 2 期分とも提出が不要な申請者 ・ 申請日時点で 1 期目の確定申告・所轄庁への事業報告書等提出が未済の法人・個人事業主

5 支援事業者の決定

(1) 支援決定までの流れ

① 実践支援フェーズ



- ・ 申請期間：令和8年8月7日（金）から令和8年8月21日（金）まで
- ・ 支援決定：令和8年9月下旬（9月24日（木）頃）

ア スケジュールは変更になる場合がございます。

イ 審査結果は、支援決定後にメールにてお知らせします。

ウ 審査は非公開で開催され、審査及びその結果に関する個別のお問い合わせにはお答え致しかねますことを予めご了承ください。

エ 実践支援フェーズ以降のスケジュールは、13 頁をご確認ください。

(2) 各支援フェーズの審査基準

各支援フェーズの申込時に提出した申請書と必要書類に基づいて、審査を実施します。

■審査基準

フェーズ	審査項目
実践支援 フェーズ	《形式審査》 14 頁「3 申請要件」の申請要件を満たしているか 《書類審査》 ① 支援の必要性 ・本事業の目的に合致しているか ・本事業への取組意欲を有しているか ② 事業計画の優秀性 ビジネスモデルが、競争優位性のある差別化要素（新規性）を有しているか ③ 市場性 対象市場の規模、特徴、ニーズ等の現状を認識しているか ④ 経営者の資質 経営者は、事業に活かせる経験やノウハウ、ネットワーク等を有しているか
ハンズオン支援 フェーズ	《形式審査》 別途必要書類の確認 ※必要書類は実践支援フェーズ支援対象者のみにお知らせするハンズオン支援フェーズ募集要項に記載します。 《書類審査》 ① 支援の必要性 ・本事業への取組意欲を有しているか ・本事業の活用が事業成長につながるか ② 事業計画の優秀性 ・自社の強み・弱みとその補強方法が明確になっているか ・経営方針（経営理念やビジョン等）が明確になっているか ③ 市場性 ・自社の製品・サービスについて市場ニーズが見込まれるか ・新しい価値、市場の創造を期待できるか(SU 型のみ) ④ 妥当性 ・販路開拓に係る必要な資金を調達できる見込みがあり、事業継続が可能な収支計画となっているか ・販路開拓に係る必要な資金は過大でないか ・営業計画は実現性があり、効果的なものとなっているか

	助成金 ・ 取り組み内容と申請経費の整合性 ・ 申請経費の価格の妥当性 ※助成金申請を併願される場合は別途必要書類がございます。 （実践支援フェーズ時に別途ご案内いたします。）
--	---

6 注意事項

(1) 支援の実施

- ① プランコンサルタントによる経営相談等を実施する本事業は、支援対象事業者の取組や意思決定に対する情報提供や助言等を行います。業務の代行や経営判断は致しかねますのでご了承ください。
- ② 支援対象事業者が支援を受けて行う一切の行為について、公社はいかなる責任も負いかねます。自社の責任において、本事業の支援をご利用ください。
- ③ 各支援フェーズの支援内容で「必須」の記載があるものは、特段の事情がある場合を除き、原則、参加いただきます。
- ④ 支援は全て日本語で実施します。通訳等が必要な場合は、ご自身で準備いただきますようよろしくお願いします。

(2) 支援の変更または中止

- ① 以下に該当する変更または中止を行うときは、事前に承認申請等の手続きを行い、公社の承認を得る必要があります。
 - ※ 正当な理由がない限り変更は認められません。
 - ※ 公社の承認を得ずに変更等を行った場合は、支援対象外となるのでご注意ください。
- (ア) 助成事業の内容を著しく変更する場合
- (イ) 個人事業主が新会社等の法人設立を行おうとする（所謂「法人成り」）場合
- (ウ) 申請事業を中止しようとする場合
- ② 支援事業者の名称（商号又は屋号）・所在地・代表者等の変更をしたとき、会社形態を変更したとき、合併をしたときは、変更届を速やかに公社に提出する必要があります。

(3) 支援決定の取り消し

支援事業または支援事業者が次のいずれかに該当した場合、支援の全部もしくは一部を取消し、不正の内容、支援事業者及びこれに協力した関係者等の公表をする場合があります。

- ① 偽り、隠匿その他不正の手段により支援を受けたとき又は受けようとしたとき。
- ② 申請要件に該当しない事実が判明したとき。
- ③ 申請内容と異なる事実が認められたとき。
- ④ 支援事業者が会社更生法に基づく手続き、民事再生法に基づく手続き又は破産法に基づく手続き若しくはこれに準ずる手続き等を開始したとき。
- ⑤ 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者であること又は風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営んでいたこと若しくは営んでいることが判明したとき。
- ⑥ 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的支援先として適切でない業態を営んでいた又は営んでいることが判明したとき。
- ⑦ 支援事業が予定の期間内に完了することが困難であると認められるとき。

7 申請に際して提出された情報の取扱いについて

(1) 利用目的

- ①当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。
 - ②経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。
- ※上記②を辞退される方は、事務局までご連絡ください。

(2) 第三者への提供（以下のとおり行政機関へ提供する場合があります。）

項目	詳細
目 的	(ア) 当公社からの行政機関への事業報告 (イ) 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等
項 目	氏名、連絡先等、当該事業申請書記載内容
手 段	電子データ、プリントアウトした用紙

※ 上記「目的」の「(イ)」を辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

■個人情報について

当公社では、「個人情報保護指針」に基づき、個人情報を収集、管理及び利用いたします。
また、指針に定める利用目的以外には、原則として利用しません。詳しくは下記 URL から指針をご確認ください。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/privacy.html>

【支援対象外業種一覧】

業 種	摘 要
農業	左記業種については、原則利用不可 ※以下の事業については利用可 ・ 荒茶、仕上茶の製造業 ・ 蚕種製造業 ・ 蚕種製造の請負業かつ造加工設備を有するもの。 ・ 菌床栽培方式きのこ生産業 ・ かいわれ大根製造業 ・ 人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業
農業的サービス業	左記業種については、原則利用不可 ※以下の事業については、利用可 ・ 人工ふ卵設備を有するふ卵請負業 ・ 獣医業 ・ 家畜貸付業 ・ 園芸サービス業 ・ 蹄鉄修理業
林業	左記業種については、原則利用不可 ※以下の事業については、利用可。 ・ 木材伐出業及び木材伐出請負業 ・ 製造加工設備を有する製薪業（請負含む）と木炭製造業（請負含む）
狩猟業	全業種 利用不可
漁業	全業種 利用不可
水産養殖業	左記業種については、原則利用不可だが、加工まで一貫して行う真珠養殖業については、利用可。
卸売業のうち右に該当するもの	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（「風営法」という）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業（店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業）を営むものは、利用不可。
小売業（飲食店を除く）のうち右に該当するもの	
物品賃貸業のうち右に該当するもの	
宿泊業のうち右に該当するもの	風営法第 2 条第 6 項第 4 号に規定する店舗型性風俗特殊営業（モーター、ラブホテル等）を営むものは、利用不可。
インターネット付随サービス業のうち右に該当するもの	風営法第 2 条第 8 項に規定する映像送信型性風俗特殊営業（アダルトサイト）を営むものは、利用不可。

業 種	摘 要
飲食業のうち右の① または②に該当する もの	① 風営法第 3 条の風俗営業の許可を受けているもののうち、社会的 批判をうける恐れのあるもの、または特に高級なものは、利用不可。 ② 風営法第32 条の深夜における飲食店の規制の適用を受けているも ののうち、特に高級なものは、利用不可。
特殊浴場業のうち 風俗関連営業	全業種 利用不可
娯楽業のうち 風俗関連営業	全業種 利用不可
競輪・競馬等の 競走場	全業種 利用不可
競輪・競馬等の 競技団	全業種 利用不可
パチンコホール	全業種 利用不可
ビンゴゲーム場	全業種 利用不可
射的場・スロット マシン場	全業種 利用不可
芸ぎ業	左記業種については、原則利用不可だが、置屋及び検番については、 利用可。
競輪・競馬等予想業	全業種 利用不可
場外馬券及び 車券売場	全業種 利用不可
芸ぎ周旋業	全業種 利用不可
興信所のうち身元調 査等個人のプライバ シーに係わる調査を 主に行うもの	全業種 利用不可
易断所・観相業	全業種 利用不可
相場案内業	全業種 利用不可
集金業・取立業	左記業種については、原則利用不可だが、公共料金またはこれに準ず るものに関する集金・取立業については、利用可。
学校	学校法人が経営するものは、利用不可。
宗教・政治・経済・文 化団体その他の非営 利事業及び団体	全業種 利用不可
上記の他、申請に係 る事業等の内容が、 本支援提供の適切さ	左記については利用不可 (例) 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション (送り付け商法)、催眠 商法、靈感商法などの、本支援の提供先として適切でない業態を営む

業 種	摘 要
について疑義を生じ させる恐れがあると 認められるもの	もの （例）商品の販売等にかかる事業において、当該商品が健康や身体能力又はこれに準ずることがらについて、使用者の個性を問わず、優れた効用を有することを謳うものである場合